

改 正 案			現 行		
(内水面における水産動植物の採捕の許可) 第三十二条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。 一 十(略) 十一(削除) (禁止期間) 第三十三条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて海面において種苗として採捕する場合は、この限りでない。			(内水面における水産動植物の採捕の許可) 第三十二条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。 一 十(略) 十一 食用がえるをとることを目的とする漁具又は漁法 (禁止期間) 第三十三条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて海面において種苗として採捕する場合は、この限りでない。		
名 称	禁 止 期 間		名 称	禁 止 期 間	
あらめ	十月一日から翌年一月三十一日まで		あらめ	十月一日から翌年五月三十一日まで	
かじめ	十月一日から翌年五月三十一日まで		かじめ	十月一日から翌年五月三十一日まで	
てんぐさ	九月一日から翌年三月三十一日まで		てんぐさ	九月一日から翌年三月三十一日まで	
ふのり	八月一日から翌年二月末日まで		ふのり	八月一日から翌年二月末日まで	
わかめ	七月一日から翌年一月三十一日まで		わかめ	七月一日から翌年二月末日まで	
ばかがい	五月一日から十一月三十日まで		ばかがい	五月一日から十一月三十日まで	
なまこ	五月一日から十月三十一日まで		なまこ	五月一日から十月三十一日まで	
宝石さんご(あかさ んご、ももいろさん ご及びしろさんごを いう。) 周年			(追加)		
2 (略)			2 (略)		
(漁具漁法の制限及び禁止) 第三十五条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。 一 水中に電流を通じてする漁法 二 押網を用いてする漁法(海面にあつては、毎年十一月一日から翌年五月三十一日までの間にするものに限る。) 2 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第三条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。 一 火光その他の照明を利用する漁法(う飼漁			(漁具漁法の制限及び禁止) 第三十五条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。 一 水中に電流を通じてする漁法 二 押網を用いてする漁法(海面にあつては、毎年十一月一日から翌年五月三十一日までの間にするものに限る。) 2 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。ただし、第三条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。 一 火光その他の照明を利用する漁法(食用が		

法を除く。）

二七七（略）

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

一七七（略）			水産動物	禁止期間	禁止区域
八あわび（くろあわびを除き、殻長十センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	九あわび（くろあわびを除き、殻長十センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年一月三十一日まで	海面
十くろあわび（殻長九センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	十一くろあわび（殻長九センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年一月三十一日まで	海面
十二とこぶし（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	十三とこぶし（殻長三センチメートルを超えるものに限る。）	八月二十日から十一月三十日まで	海面
十四はまぐり（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面			

えるをとることを目的とする場合及びう飼養法により採捕する場合を除く。）

二七七（略）

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

一七七（略）			水産動物	禁止期間	禁止区域
八あわび（殻長九センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面	九あわび（殻長九センチメートルを超えるものに限る。）	十月一日から翌年一月三十一日まで	海面
十とこぶし（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面			
十一とこぶし（殻長三センチメートルを超えるものに限る。）	八月二十日から十一月三十日まで	海面			
十二はまぐり（殻長三センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面			

る。）	五月一日から十一月三十日まで	海面及び内水面
十五 ぐり（殻長三センチメートルを超えるものに限り。）	周年	内水面
十六 （全長十センチメートル以下のものに限り。）	周年	内水面
十七 （全長十センチメートルを超えるものに限り。）	四月一日から六月三十日まで	徳島市川内町今切川潮止樋門から板野郡北島町大字高房三ツ合橋までの今切川の水面
十八 ふな	四月一日から六月三十日まで	徳島市川内町今切川潮止樋門から板野郡北島町大字高房三ツ合橋までの今切川の水面

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて海面において種苗として採捕する場合は、前項の表の第六号から第十五号までの規定は、適用しない。

3 第一項の表の第一号から第十六号までの規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（砂れきの採取禁止）

第四十二条 内水面のうち第三十六条及び第三十七条第一項の表の第十七号に規定する区域においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合において知事が許可した場合、は、この限りでない。

（衛星船位測定送信機の備付け命令）

第四十六条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 三 （略）

2 前項に規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

る。）	五月一日から十一月三十日まで	海面及び内水面
十三 ぐり（殻長三センチメートルを超えるものに限り。）	周年	内水面
十四 （全長十センチメートル以下のものに限り。）	周年	内水面
十五 （全長十センチメートルを超えるものに限り。）	四月一日から六月三十日まで	徳島市川内町今切川潮止樋門から板野郡北島町大字高房三ツ合橋までの今切川の水面
十六 ふな	四月一日から六月三十日まで	徳島市川内町今切川潮止樋門から板野郡北島町大字高房三ツ合橋までの今切川の水面

2 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて海面において種苗として採捕する場合は、前項の表の第六号から第十三号までの規定は、適用しない。

3 第一項の表の第一号から第十四号までの規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（砂れきの採取禁止）

第四十二条 内水面のうち第三十六条及び第三十七条第一項の表の第十六号に規定する区域においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合において知事が許可した場合は、この限りでない。

（衛星船位測定送信機の備付け命令）

第四十六条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 三 （略）

（新設）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条第一項、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条、第四十条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定に違反したとき

二 第三十二条第十三項において準用する第十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反したとき

三 第二十二条第一項（第三十二条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第十三項において準用する第二十一条第二項、第四十条第二項又は第四十五条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

2
(略)

第五十五条 第二十四条第一項（第四十三条第八項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十二条第十項又は第三十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条第一項、第三十三条から第三十六条まで、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条、第四十条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定に違反した者

二 第三十二条第十三項において準用する第十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十二条第一項（第三十二条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第十三項において準用する第二十一条第二項、第四十条第二項又は第四十五条第一項の規定に基づく命令に違反した者

2
(略)

第五十五条 第二十四条第一項（第四十三条第八項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十二条第十項又は第三十九条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。